

令和元年 9 月 27 日
長野市環境審議会
説明資料

資源再生センター火災のこれまでの経過と再発防止策について

長野市環境部

I 火災の危険性を考えた対策として取っていた対応

- ・職員が作業終了後に 30 分間屋内消火栓により約 4 トンの水を不燃ごみピット内の不燃ごみ全体に放水し、発煙等の異常のないことを確認して退所していました。
- ・設備として、自動火災報知設備と屋内消火栓に加えて、約 40 トンの水をごみピット全体に散水できるスプリンクラー設備を設置していました。

II 火災対応における反省点

- ・自動火災報知設備の警報を委託警備会社が受信した場合、煙火災の場合は連絡網に従い、市職員へ連絡する手順となっておりました。連絡を受けた市職員は、初期消火活動対応も含めた現場（施設設備の状況）調査を行い、自力での消火が困難と判断した場合、消防へ通報する手順（警備業法に基づく一般的な契約）であったため、結果的に時間的なロスが生じてしまったこと。

III 今後の安全対策

（施設面）

- 1 迅速な状況確認体制とするため、自動火災報設備による警報を受信後、ピットに新たに設置した監視カメラにより状況を確認し、消防機関へ通報できるように初動体制を見直してまいります。
 - ・クレーンの修繕工事が完了するまでの間は、不燃ごみピットを使わないで、直接処理工程に投入する方式で不燃ごみの処理を行っています。その間、搬入された不燃ごみは、その日の内に全量処理を行います。

- 2 クレーンの修繕工事完了後には、不燃ごみピットを使用してまいりますが、万一の火災の場合にも、水没させて早期に消火する方法を取れるように、ごみピット内の不燃ごみの貯留量を少なくしてまいります。
- 3 新たに赤外線炎感知器を設置し、火災発生の検知機能の向上を目指します。合わせてスプリンクラーは、炎感知、温度感知および煙感知のすべての信号で起動するよう変更し、安全機能の強化を図ります。

IV 広報体制

- 1 正確な情報を迅速にお伝えすることが重要であり、防災行政無線、広報車などの手段による広報手順を確立し、地域の皆様への情報伝達体制としてまいります。

V 市民への周知啓発

- 1 ごみ集積所へのライターやスプレー缶の出し方について、機会を捉えて市民の皆様への周知を図ってまいります。
- 2 出前講座を各地区で実施したり、広報ながの5月号で適切なごみの出し方、分別の徹底について掲載したほか、広報ながの10月号で、ごみ分別強調月間に併せて、再度、ごみの分別に関する記事を掲載して、市民の皆様に協力を依頼してまいります。
- 3 新たに作成しました、ごみの分別に関する啓発ポスター（今月配布）を、支所を通じて、各住民自治協議会にごみ集積所への積極的な掲出を依頼しております。